

# 令和7年度 財政援助団体等監査報告書

令和8年2月25日提出

## 第1 監査の基準

本監査は、沓崎市監査基準及び全国都市監査委員会が定める監査の実務ガイドラインに準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 第3 監査の対象

### 1 所管部局及び対象団体

#### (1) 所管部局

地域振興部観光課

#### (2) 対象団体（財政援助団体）

一般社団法人 沓崎市観光連盟

### 2 対象項目

令和4年度から令和6年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

#### 【補助金名】

- ・ 沓崎市観光連盟運営費補助金
- ・ 沓岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金
- ・ 沓岐行き教育旅行推進事業補助金
- ・ 観光需要喚起対策事業補助金
- ・ 観光案内所設置補助金
- ・ 沓岐夜神楽公演事業補助金
- ・ 山陽新幹線沿線誘客促進事業補助金

## 第4 監査の主な着眼点

### 1 所管部局関係

ア 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

オ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

エ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

オ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

## 第5 監査の実施内容

### 1 監査の期間 令和7年12月23日から令和8年2月25日

① 予備監査 令和8年 1月21日

② 本監査 令和8年 2月 3日

### 2 実施場所 沓岐振興局第1別館 会議室

### 3 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治

### 4 監査の手続

所管部局及び対象団体から提出及び提示を求めた資料に基づき、所属長等より説明を受け、関係帳簿及び証憑書類等の照合、閲覧、確認の手続きを取り、試査により実施した。

## 第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

しかしながら、事務の執行について、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭等で改善を求めた。

## 1 苓崎市観光連盟運営費補助金

### (1) 所管部局 地域振興部観光課

#### 【指導事項】

#### ア 補助金の交付基準について

当該補助金については、補助の条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等の明確な基準がない。所管部局においては早めに補助金交付要綱等を作成のうえ、明確な基準に基づく補助金の交付を行うべきである。

#### イ 補助金申請について

補助金申請書に係る書類として添えるべき事業計画書・収支予算書の提出がなく、運営費及び事務局費の内訳明細書が添付されている。対象団体の定款では、次年度分の事業計画・収支予算については、3月末までに作成するようになっているので、苓崎市補助金等交付規則に定める適正な資料を徴求すること。

#### ウ 実績報告について

補助金実績報告書に添付する決算報告は、対象団体の定款に定める(1)事業報告書及び附属通知書(2)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細を徴求すること。

なお、実績報告書提出時、関係帳簿等の確認を行っていないため、実際に帳簿及び支払を証する書類の確認を行い補助金の額の確定を行うべきである。

### (2) 対象団体 一般社団法人 苓崎市観光連盟

#### 【指導事項】

#### ア 小口現金の処理について

小口現金については、データ上の入力のみで、取引記録の現金有高について帳簿による検収がなされていない。日々の管理及び検収の徹底を図ること。

#### イ 立替払について

職員の立替払が散見される。振込により難しい場合でも請求書または納付書を徴求し小口現金を利用する等検討すること。また、出張の折のタクシー代・通料料金・駐車料金・燃料代等については、費用の概算見積を行い仮払金処理し、業務終了後精算すること。なお、立替払に係る支出伝票で、内容や相手方が不明瞭なもの、領収書の添付がないもの等が見受けられたため、適正な処理を行うこと。

#### ウ カード利用について

ICカードの使用については、カード管理簿を作成し、使用者・用務等を記入のうえ管理の徹底を図ること。

#### エ 源泉徴収について

源泉徴収について、控除処理の誤りが見受けられた。役員に対する報酬・手当は給料として処理し、源泉徴収を適切に行うこと。

#### 【意見】

振込手数料について、支払額の抑制が可能と思われる事例が多数見受けられた。相手方と調整のうえ振込先の見直しを図り、歳出削減に取り組まれない。

## 2 苓岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金及び苓岐行き教育旅行推進事業補助金

### (1) 所管部局 地域振興部観光課

#### 【指導事項】

苓岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金及び苓岐行き教育旅行推進事業補助金について、対象団体の正味財産増減計算書に両事業が項目として計上されていない。旅行業の中で整理されているものと解するが、正味財産増減計算書には適正に表記するよう指導されたい。

### (2) 対象団体 一般社団法人 苓崎市観光連盟

#### 【指導事項】

苓岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金及び苓岐行き教育旅行推進事業補助金は、今後も継続して実施するのであれば、旅行業収益の中で会計区分又は事業区分毎に表示する等検討すること。

## 3 観光需要喚起対策事業補助金

### (1) 所管部局 地域振興部観光課

#### 【指導事項】

苓崎市観光需要喚起対策事業補助金交付要綱第3条に定める対象経費(別表2)の中で、対象経費が人件費・需用費・役務費・使用料及び賃借料の説明中「等」となっているが、対象範囲は明確に定めることが適切である。

### (2) 対象団体 一般社団法人 苓崎市観光連盟

特記事項なし

## 4 観光案内所設置補助金

### (1) 所管部局 地域振興部観光課

#### 【指導事項】

観光案内所設置補助金については、苓崎市補助金交付規則に基づき交付されているが、補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、補助額算定基準を明確にするため補助金交付要綱等を定め、事業の適正化を図ること。

- (2) 対象団体 一般社団法人 壱岐市観光連盟  
特記事項なし

## 5 壱岐夜神楽公演事業補助金

- (1) 所管部局 地域振興部観光課

【指導事項】

壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業は、令和6年度は60回分の予算で1,000,000円の補助金が組まれているが、実際の公演事業は47回であった。補助金交付要綱等がなく年度により運用が異なるため、大神楽と文化遺産の舞の補助金が予算通りに適切に執行されているか検証すること。

- (2) 対象団体 一般社団法人 壱岐市観光連盟

【指導事項】

壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業の、正味財産増減計算書の表示では、(1) 経常収益で受取壱岐市補助金と受取負担金として計上しているが、(2) 経常費用では補助事業費で壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業費としているので、経常費用も区分することが適切である。

## 6 山陽新幹線沿線誘客促進事業補助金

- (1) 所管部局 地域振興部観光課

【指導事項】

ア 山陽新幹線沿線誘客促進事業補助金交付要綱第3条に定める対象経費（別表2）の中で、対象経費が人件費・需用費・役務費・使用料及び賃借料の説明中「等」となっているが、対象範囲は明確に定めることが適切である。

イ 対象団体から提出された予算書及び決算書について、消耗品等の項目で賃金や通信費等が処理されており不適正である。補助金交付要綱に定める内容につき指導を行うこと。

- (2) 対象団体 一般社団法人 壱岐市観光連盟  
特記事項なし

## 第7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指導事項のみ）は、令和8年3月31日（火）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。